

# 水災害逃げ遅れゼロ社会を地域連携でめざす！ 水防災教育学生サポーター制度の 取組について

賀川 亮

中部地方整備局 静岡河川事務所 調査課（〒420-0068 静岡市葵区田町3-108）

社会全体で減災に取り組む「水防災意識社会」の構築には、災害時に命を守るための適切な避難行動をとる能力を学校現場でも養う仕組みが不可欠である。静岡河川事務所では静岡県や関係市町等と連携し、「地域住民の迅速な避難と被害の最小化に向けた防災意識の向上のための取組」の一つとして、小中高等学校における水防災教育の実施に力を入れている。しかし、防災教育の普及においては、教員負担をできるだけ軽減し、授業のサポートをする必要があるのが実態である。そこで水防災授業において教員を支援する「水防災教育学生サポーター制度」を創設し、運用を始めている。

キーワード：水災害、学校防災教育、水防災教育学生サポーター制度

## 1. はじめに

社会全体で減災に取り組む「水防災意識社会」の構築には、自然災害に対する心構えと知識を備えた個人を育成する防災教育を学校現場で浸透させ、一人一人が災害時において命を守るための適切な避難行動をとる能力を養う仕組みが不可欠である。

平成27年に策定した「水防災意識再構築ビジョン」を踏まえ、防災教育が充実されるよう取り組みを強化するため、各整備局等と教育委員会等は連携して取り組むこととなった。平成29年には大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）が主体となって、防災教育の充実について連携・協力して実施する方向性が示された。また、協議会には、必要に応じて防災教育に関する分科会等を設置することも、進め方の方法の1つとして示された。

静岡河川事務所では、静岡地域と志太榛原地域それぞれで、国・県・市町等をメンバーとする大規模氾濫減災協議会（以下「協議会」という。）を設置している。この両協議会共通の作業分会として、学校防災教育分会を設置し、協議会にて力を入れる取組の1つとして検討・取組促進を進めてきた。

## 2. 学校での水防災教育充実に資する取組状況

### （1）水防災教育教材の作成と試行授業の実施

静岡河川事務所においては、平成29年から平成31年にかけて小中学校向けの教材の作成、令和2年には高等学校向けの教材を作成し、教材を活用した試行授業の実施支援を進めている。教材は、静岡大学の先生をはじめ、防災に関する研究・活動に取り組んだり、教職課程を履修する学生、また、小中校の先生等の意見を踏まえて作成した。試行授業の実施は、静岡大学の先生にも協力いただきながら学校側に事務所から趣旨説明したうえで依頼し、授業の進め方等を支援しながら取り組んでいる。

### （2）水防災教育の普及・展開の課題

学校教員と直接対話する中で、近年全国各地で発生する大規模な水害や備えの重要性については、メディア等を通じて、水害経験者や防災に直接かわりのない学校教員にも意識されるようになってきていると推察できる。また、昭和49年の七夕豪雨の浸水被害経験を踏まえて、当該地域での水害発生の可能性を意識している教員もいた。その一方で、安倍川及び大井川の流域は河川改修工事のハード対策も進み、近年大規模な出水や河川氾濫がないことから、地震・津波に比べて緊急性が低いと感じ

ている教員もいる。リスクを過少評価しないための啓発は、リスク情報をよりわかりやすく、継続的に説明していく必要がある。

また、水防災教育の必要性について理解はあっても、実際に授業を行うとなると、授業時間の確保の困難さの他、多忙な学校現場の現状から、教員自身が新しい知識を習得し授業を構築すること、また児童生徒への伝え方の工夫を行うこと等の負担増への懸念・不安があるという声も聞かれた。

実際に授業を実施した教員からも、「(災害に関する情報の) 選択肢が多いと、どれを信じたらよいのか、いろいろあってわからない、という思いになる」「初めてみる資料ばかりだったので、専門的なことの説明はほしい」という感想を得ている。このような、教員にとっても新しい情報や内容に関しては、きめ細やかなフォローが必要であるが、行政側の職員数や従来業務との兼ね合いが、今後広く取組を展開・継続させていく際の課題となっている。

### 3. 水防災教育学生サポーター学生制度について

#### (1) 制度設立の経緯と趣旨

静岡河川事務所が実施してきた教材作成、試行授業先への依頼や授業支援等は、静岡大学現代教育研究所の先生に取組開始当時から手厚く協力・支援いただいている。令和2年度には、学生が大学の授業で検討した、マイ・タイムラインの作成やナッジ理論を活用した避難促進に関するワーキングをベースとし、高等学校向け教材を作成した。また、この教材を活用した高校での試行授業では、まず有志の生徒に対し、静岡大学の先生が主となって事前授業を行い、学生がワーキングや授業構成整理等のサポートを行った(図-1)。その事前授業を踏まえて、今度は有志の生徒自身が授業の流れを自分達で組立て、クラスの生徒に対して授業を実施した(図-2)。高校の既存の活動の枠組みを活用し、生徒が主体的に水防災をテーマとして考え、同じ学年のクラスメイトに広めるというこの進め方を授業モデルの1つとし、令和4年度も静岡市および島田市内の2校でこのモデルでの授業実施を予定している。

この令和2年度の取組を機に、学生が水防災授業を支援する仕組みについて、静岡大学の先生とともに検討し、「水防災業務学生サポーター制度」を設立した。

「水防災業務学生サポーター制度」は、教員志望の大学生が、学校での水防災教育授業において教員のサポートを行うことで、大学側としては教育現場を経験する機会の提供、授業を行う学校側としては水防災教育授業を行う教員の負担軽減に繋げるものである。また、事務所や行政側としても、防災教育関連業務に従事する職員数の不足の解消や、大学や学生への防災の取組への理解促

進等のメリットがある(図-3)。

令和2年度からの制度設計や実施の流れの検討・調整を経て、令和3年9月に調印式を行い、静岡大学現代教育研究所との協定が締結された(図-4)。オンライン調印式では、同研究所所長からは「実践的な取り組みを教員養成課程で行えるのは画期的だ」というコメントもいただき、大学としても新しい取組であることが示唆された。



図-1 有志の高校生徒への授業を学生が支援をする様子

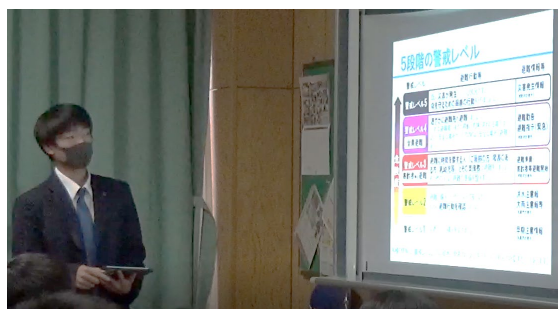


図-2 有志の高校生徒が、クラスで水防災授業行う様子

| 「水防災教育学生サポーター制度」について                                                                                                                                           |                                                                                                                                 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>目的</b><br>学校における水防災教育において、授業中のワークショップでの教員補助や生徒への助言等のサポーターとして、学生(大学教員からの推薦等)を派遣することにより、水防災教育の導入にあたっての教員負担を減らし、普及・拡充を促進させる。                                   |                                                                                                                                 |
| <b>静岡河川事務所側のメリット</b> <ul style="list-style-type: none"><li>水防災授業支援職員の不足解消・負担軽減</li><li>水防災教育実施校の拡充による水防災教育の普及拡大</li><li>国土交通省の水ビジョンの取組の理解促進(学生・大学向け)</li></ul> | <b>学生・大学側のメリット</b> <ul style="list-style-type: none"><li>行政の取組の理解促進・体験</li><li>社会貢献機会</li><li>進路先の検討</li><li>就職活動でのPR</li></ul> |

図-3 サポーター制度の事務所や大学側のメリット



図-4 静岡大学現代教育研究所との協定締結の様子

## (2) 制度内容について

本制度は、授業を実施する学校で、サポーターを希望する場合に、事務所に申請し、事務所から協定先にサポーター派遣を依頼、サポーターは活動を行い、報告を行う。事務所は報告内容をもとにwebサイト等で活動状況を広報することで、事務所として活動を公認する（図-5）。

サポーターの活動は、授業内でのワーキングにおける生徒への助言や、デジタルコンテンツを扱う場合の補助などを想定しているが、支援できる内容や範囲については、学校との事前の打合せ等で決定する。

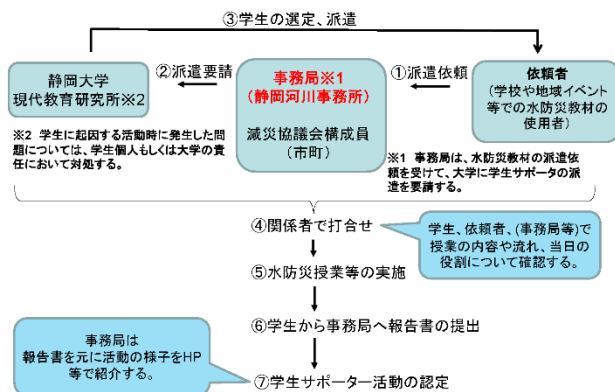


図-5 水防災教育学生サポーター制度の運用の流れ

## (3) サポーター活動を担う学生の声

令和2年度に、試行的に高校での授業のサポートや、教員向けの動画作成に関わった学生に、学校での水防災教育に関わることにについてヒアリングを実施した（図-6）。「教員を目指しているが、大学では生徒と接する機会がないので、現場の生徒に接することで生徒の価値観を知ることができたり、生徒からフィードバックを得ることで、自分の教師としての経験に繋がる」、「（知っておくべきことの）知識量が（自身の持っているものと）違っている（ということがわかった）。災害が起きたときにどのようにすればいいかをわかっているだけでも、実際に災害が起こったときに落ち着いて行動できるのではないか」という声があり、本取組が大学生に対しても水防災知識の普及や意識醸成の機会に繋がることが期待される。

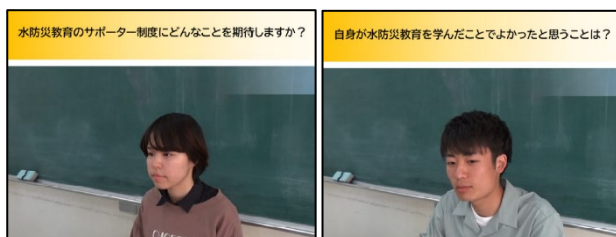


図-6 学生へのオンラインヒアリングの様子

## (4) サポーター活動の今後の展開

現時点において、サポーター活動を試行的に実施した実績は高校のみであるが、別途事務所が実施する出前講座では、沿川の小中学校の先生向けの講座依頼も受けており、今後はそのような場も活用してサポーター制度について紹介していくことを想定している。今年度の8月1日には、安倍川沿川の安倍川中学校、田町小学校、駒形小学校の先生向けに「安倍川地区の歴史文化と防災」をテーマに出前講座を実施し、水防災教材やサポーター制度についても紹介した。講演後には防災教育や制度についての質問も受けており、先生方には関心をもっていただけたことが窺える（図-7）。次年度以降は、これらの学校を始め、近隣の小中学校にも制度の紹介や利用促進を図っていく予定である。

また、今年度、新規の高校にてサポーター制度を活用した水防災授業の実施が実現したのは、令和2年度に水防災授業を実施した際の担当の先生が、異動した先の高校においても授業実施や制度の展開に尽力くださったことによる。このように、先生が異動先でも本取組を展開いただくことによる継続・普及も期待できる。



図-7 教員向けの出前講座の様子

## 4. 水防災教育の普及のためのその他の取組

### (1) 水防災教育さらなる普及のための取組

水防災教育の実施やサポーター制度の活用は、現段階ではまだ限定的である。

水防災教育を地域に根付かせ、さらなる普及・拡大を図るためには、まずは、学校関係者や教員自身に対し、導入に前向きになっていただくことが必要である。

また、大学以外にも、水防災教育の協働・支援の輪を広げていくことも必要である。支援の輪を広めるためのプロセスとしては、①協働・支援をしてくれる候補者を広報活動により増やす、②その方々に水防災教育の内容を知っていただく、③それぞれが実施できる範囲において支援活動を展開していただく、④事務所としてそれらの活動を広報等することにより気運を高めていくという流れ（図-8）が考えられる。

これらの方針に対し、事務所ではこれまでに、以下の

a) ～d) のような取組も実施している。

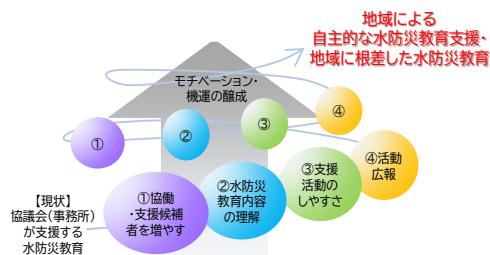


図-8 水防災教育を地域に根付かせるためのプロセスイメージ

a) 学校関係者や教員に対する啓発動画の作成

学校関係者や教員自身が水防災教育に関心を持ち、導入に前向きになっていただくため、静岡大学の先生に協力いただき啓発動画を作成した（図-9）。内容は、教材作成などの取組内容紹介だけでなく、水防災教育の目的や必要性、問題解決能力やコミュニケーション能力の醸成といった様々な教育効果を有していること、子供たちの「生きる力」に直接かかわる学びであること等を訴求するものとしている。

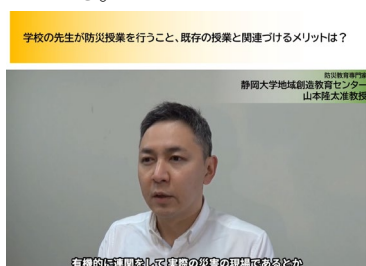


図-9 水防災教育の意義や有用性を紹介する動画イメージ

b) 水防災に関する意識や支援者を増やすための広報

水防災教育の支援者となりうる候補者は、主に地域での活動や防災関係者を想定している。令和3年度には、当該地域の歴史・文化・観光・地理等と治水の関係を紹介し、各訴求対象者の活動と治水の関係性についての気づきを与えることを目的に、静岡大学の先生・学生とともに、主に静岡市・島田市の水に関わる歴史や文化について、有識者等に協力を仰ぎ、啓発動画を作成した（図-10）。河川や治水に関心をひくための授業の導入用素材として活用することも想定している。



図-10 静岡地域（上）と志太榛原地域（下）の歴史等と河川の関係を紹介した動画

c) 水防災教育の内容を伝えるコンテンツの整備

水防災教育学生サポーター制度によるサポーターは、現段階では過去に高校の授業や教材作成に関わった大学生が担うこととなっているが、今後水防災教育の支援者を増やすうえでは、活動未経験のサポーターも一定の水防災に関する知識が得られる仕組みであると考えられる。そこで、静岡大学の学生が水防災授業を実施する教員向けとして考案したオンライン講座をベースに、サポーターが事前学習するための動画を作成、学生へのアンケート協力をふまえて、わかりやすさを重視したつくりで改良した（図-11）。今後は、これらの事前学習ツールの活用も予定している。



図-11 水防災教育の内容を紹介する動画イメージ

d) 水防災教育に関する広報も兼ねた防災教育ポータルサイトの充実

上記のような動画コンテンツは、これまで作成した教材や取組紹介と合わせて、静岡河川事務所のwebサイト内に掲載予定である。掲載にあたっては、防災教育ポータルサイトとして、協議会にて進める防災教育に関わる情報が一元的に得られるようにし、また、普及活動にも資する。

## 6. おわりに

「水防災教育学生サポーター制度」については、今年度は試行運用と検証を高校での試行授業にて実施し、協定先の拡大を含めた今後の検討・展開に繋げる予定である。

水防災教育の取組は、当該地域の流域治水プロジェクトにも位置付けられており、今後もあらゆる関係者との密接な連携体制のもと、継続して推進していきたいと考えている。

最後に、これらの取組の実施にあたりご協力いただいた、静岡大学地域総合教育センターの山本隆太准教授をはじめ、取組へ参画いただいた大学生の皆さん、試行授業実施にあたりご協力いただいた各校の先生方、各関係機関の皆様に、感謝の意を表す。

